



社労士事務所プランツ

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-10-11

芝大門センタービル 10F

TEL 03-6880-9064 FAX 03-6880-9201

改正パートタイム労働法の施行

改正法の施行

平成 26 年 4 月 16 日に成立した『短時間労働者の雇用管理改善等に関する法律の一部を改正する法律』が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。

ポイントは、主に次の 3 つです。

- ①均等・均衡待遇の確保
- ②納得性を高めるための措置
- ③実効性を高めるための規定の新設



均等・均衡待遇の確保

正社員との待遇の相違は、職務内容・人材活用の仕組み・その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする**短時間労働者の待遇の原則**が明らかになり、差別的な取り扱いが禁止される短時間労働者の範囲に**有期雇用契約の労働者も含まれる**ことになりました。職務の内容が正社員と変わらず、人材活用の仕組みも変わらない有期契約社員がいるという場合には、待遇に違いがないかをチェックするとよいでしょう。

注意しておきたいポイント

この法令の対象となる「短時間労働者」とは、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の労働者」と比べて短い者をいうため、フルタイムで勤務するパートや契約社員は法律の対象外ではありますが、法の趣旨から、この法令が当然に適用されると考えるべきです。

納得性を高めるための措置

採用時（契約更新時も含む）に賃金制度や教育訓練や福利厚生の内容、正社員転換制度の有無といった**雇用管理の改善措置を説明が義務**になりました。

口頭での説明でも可能ですが、文書交付が望ましいとしています。また、**待遇決定にあたって考慮したことについて説明**を求められればそれに応じなければなりません。例えば、時給の決め方、食堂や更衣室など福利厚生の利用を制限している理由、正社員転換にあたって考慮したことなど、です。

アルバイトやパートを多く雇用する会社では、雇用管理の改善措置をまとめた書面を作成し、採用時や更新時、また説明を求められた時に交付するとよいでしょう。

また、短時間労働者から**相談があったときに適切に対応するための体制整備**（相談窓口の設置）と**相談窓口の書面明示が義務**となりました。

具体的な対応としては、雇用契約書や労働条件明示書に新たに相談窓口に関する欄を設けるということになると思われます。

実効性を高めるための規定の新設

パートタイム労働法に基づく報告をしない、また、虚偽の報告をした場合には 20 万円以下の過料に処するという**罰則規定が創設**され、また、雇用管理の改善措置の規定に違反し、行政からの勧告に対しても応じない場合には**事業主名を公表**することが定められました。

～お問い合わせ先～

社労士事務所プランツ

営業時間 9:00 ~ 18:00

TEL: 03-6880-9064

担当: 畠山 (ハタケヤマ)

E-mail hatake@sr-plants.com